

2015年 3月度 昆山会月例会の内容

■開催日時： 2015年 3月 11日(水)18:00~19:00

■開催場所： 麗景花園 日本料理「陣屋」 会議室 参加人数 30名

■参加役員

光中会長	○	石田副会長	○	笠原副会長	○	高橋副会長	×
仁井見副会長	×	岡田副会長	○	福島副会長	○	加藤(博)幹事役	×
加藤(基)幹事役	×	牛ノ濱幹事役	×	中村幹事役	×	伊丹幹事役	×
木村幹事役	×	卞幹事役	○	吉田幹事役	○	魯幹事役	○
		成瀬名誉顧問	代	梅田 役員候補	×		

成瀬顧問代理出席 夏目総経理

◇◇◇議事録◇◇◇

1)今年度の花見会日程について

今年の昆山会会員企業、スワニー様の敷地に咲くソメイヨシノを愛でながら、恒例のお花見会を企画いたします。

既に3月9日(月)に会員各位に案内メールを配信していますが、開催概要は以下です。

1)日 時： 3月29日(日) AM12:00~

(受け付けは11時半より開始。)

2)場 所： 中国蘇旺你(スワニー)有限公司内

昆山市朝陽路238号(長江路と朝陽路の交差点東北角)

3)会 費： 男性 80 元/人 女性 50 元/人 (12 歳以下のお子様は無料)

※お食事は、日本料理屋からお弁当とオードブル系の軽食を用意。

※当日は、飲料(ビール、日本酒、ソフトドリンク)とおつまみ等も用意します。

※お酒の差し入れ等ありましたらお願いします。

※お料理、おつまみの差し入れも大歓迎！！

※余剰金は昆山会会費へ。

※当日、会場設営等のお手伝いいただける方を募集します。

お手伝いいただける方は、11時現地集合。又事前にその旨ご連絡願います。

4)参加ご希望の方は企業単位(個人でもOK)でお申込み下さい。

連絡内容 ・会社名

・参加者名(※一企業で複数参加の場合は、参加者数と名前を列記してください。)

・代表者名(※代表者は連絡先 E-mail、携帯電話番号も明記願います。)

5)連絡先 回答は当メールで返信を頂くか下記の E-mail でお願い致します

(※BCCで配信しているため「全員に返信」をしないでください)

尚、当日の準備等がありますので出来ましたら**3/17(火)**までに参加の連絡をいただければ助かります。よろしくお願い致します。

以上よろしくお願い致します

返信先: 昆山日本人会事務局 福島 幸治

fwgh4006@yahoo.co.jp

上記アドレスに送信不能の場合は下記アドレスへお願いします。

fwgh4006@gmail.com

(※どちらか一方に返信願います。一度にCCを貼って送信しないでください。集計が困難になります、ご協力をお願いします。)

昆山日本人会事務局

会員企業以外の参加も OK ですが、事前に参加申込みをお願いいたします。(お食事、飲料等の準備がありますので)雨が降ってもスワニー様社屋をお借りして開催いたします。奮ってご参加ください。

■現在までの協賛業者

スワニー手袋様、サントリービール様、大塚製薬様、和洋日本料理 酒田様、日本料理 翼様、タイ料理 金泰様、レストラン ユニコーン様、イタリアン ラタベルナ様、日本料理 極番様。

■現在までの参加申込み状況(3月11日現在)

参加申込み人数は 30 名です。

2)周市日本企業協議会桜祭りへの役員参加について

【周市日本企業協議会、周市鎮政府からの招待メール】

定例の周市桜祭りも 3/28(土曜)に開催することになりました。

添付の案内状で特別ゲストとしてぜひ昆山日本人会役員幹事皆様のご出席をお願い致します。

役員皆様のご都合を確認して頂き、ご返信は直接小生私の方をお願い致します。

では、ご出席を楽しみにお待ちしております。

どうぞよろしくお願い致します。

周市日本企業協議会 世話役 陳春明

■昆山会からは岡田副会長、福島が参加予定

3) 在上海日本国総領事館「鳥インフルエンザ関連情報(第98報)」

(浙江省, 安徽省における感染例の発生)

1. 中国新聞社が浙江省金華市衛生部門より3月2日に得た情報によると, 金華市で2月24日に鳥インフルエンザA(H7N9)と確定診断された患者1名(第97報で報告)が28日に死亡, また, 3月1日には新たな感染例1例が確認されました。同報告による感染者の状況は以下のとおりです。

呂某, 76歳男性。農業に従事する金華市金東区嶺下鎮包村の村民で, 生きた鳥と接触した経緯あり。金華市衛生部門の調査によると, 呂某は2月19日に発病, 24日に病状が悪化して金華市中心医院に搬送・受診, 25日にH7N9型症例と確定診断。28日, 死亡。

金華経済技術開発区蘇孟郷後山村の村民。28日に発熱, 入院, 3月1日にH7N9型症例と確定診断。

2. 安徽省衛生・計画生育委員会は, 3月3日及び4日, 合肥市及び池州市で鳥インフルエンザA(H7N9)による新たな感染例がそれぞれ1例ずつ確認されたと発表しました。同発表による感染者の状況は以下のとおりです。

湯某, 50歳男性。巢湖市(合肥市)在住。発症前に生きた鳥との接触歴あり。3月2日, H7N9型症例と確定診断。現在, 病状は重体で, 合肥市内病院で治療中。

銭某, 68歳男性。池州市東至県在住。発症前に生きた鳥との接触歴あり。3月4日, H7N9型症例と確定診断。現在, 病状は重体で, 安慶市内病院で治療中。

3. 今回の感染により, 2014年下半期以降, 当館管内で感染が確認・発表されたのは, 上海市4例, 江蘇省8例(うち死亡4例), 浙江省22例(うち死亡例3例), 安徽省6例, 江西省2例の計42例となりました。

4. 当館管内を含む中国国内各地では, 2013年2月以降, 特に冬季から春季を中心に鳥インフルエンザA(H7N9)の感染が多数確認されているところ, 在留邦人の方におかれては, 以下の諸点にご注意願います。

(1) 発熱, 咳などの呼吸器感染の症状が発症, 特に高熱の発症や呼吸困難の症状が見られた場合は速やかに医師の診断を受けるようお願い致します。医療機関受診の際の注意点等については, 当館ホームページの「鳥インフルエンザ関連情報」ページに掲載しておりますのでご確認ください。

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/life/toriinfuru-j.html>

(2) 不用意に鳥・家畜に近寄ったり触れたりせず, 手洗い, うがい等を励行し, 衛生管理に十分注意してください。また, 十分な栄養, 睡眠をとり, 平素からの体調管理に気をつけてください。

(3) 外出する場合には, 人混みはできるだけ避け, 人混みではマスクをする等の対策を心がけてください。中国国内で出張, 旅行等をされる場合は, 現地の医療事情や感染発生状況等を確認して計画を立てるようにしてください。

(4)その他、感染地域滞在の注意事項については、「海外渡航者のための鳥及び新型インフルエンザに関するQ&A」を御参照ください。(http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/influ_qa.html)

(5)また、2013年4月26日に行われた賀来満夫・東北大学大学院医学系研究科教授による講演相談会の資料を当館ホームページに掲載しております。鳥インフルエンザA(H7N9)の特徴や予防の知識などの情報が多数含まれておりますので、是非ご活用ください。

8. 当館では新たな情報が得られ次第、当館ホームページ等でお知らせします。

(参考ホームページ等)

○外務省領事サービスセンター

住所:東京都千代田区霞が関2-2-1

電話:(代表)03-3580-3311(内線)2902

○外務省領事局政策課(海外医療情報)

電話:(代表)03-3580-3311(内線)2850

○外務省海外安全ホームページ:http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html

○鳥インフルエンザに関する情報(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>

○海外渡航者のための感染症情報(厚生労働省検疫所)<http://www.forth.go.jp>

○高病原性鳥インフルエンザ(国立感染症研究所感染症情報センター)

http://idsc.nih.gov/disease/avian_influenza/index.html

○鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

○鳥インフルエンザA(H7N9)に関する世界保健機関(WHO)の情報

http://www.who.int/influenza/human_animal_interface/influenza_h7n9/en/index.html

○国際獣疫事務局(OIE)

http://www.oie.int/eng/en_index.htm

4) 会員からの質問「管理職への残業手当について」

【150305 会員へ展開済み】

■質問内容

弊社は今まで、いわゆる管理職への残業手当を支給しておりません。管理職への残業手当の支給の有無について、各社様の状況についてお尋ねさせていただきます。

■会員からの返答

【某日系設備業】

弊社が現在検討している状況と同じです。係長クラス以上に対してですが、

1. 総務、財務などの社内勤務者
2. 製造関係の社内また社外での勤務があるものに分類

社内については月額を固定し、残業込。社内業務のあるものや休日業務があるものについては月残業限度を決めて固定支給とし、それ以上の場合は残業手当を追加で支払うように現在検討しています。簡単ですが、以上となります。

【某日系製造業】

当社は課長以上の管理職には残業代を支払っておりません。したがって中には係長から課長になるのを拒むものもおります。(残業を含めると係長>課長となる時がある)

4月からは課長以上の手当を調整し(課長は係長の倍ほどにして)よほど係長が残業しても課長の月給を超えないように調整する予定です。

【某日系製造業】

支給しています。但し、時間当たりの残業手当は班長クラスも総経理も同じにしています。(平日と土日では時間当たりの金額が違います)法律的にOKかどうか?の確認まではしていませんが...

【某日系製造業】

管理職の定義(勤続・給与・肩書き)が必要ですが、残業代を払わない場合は、それに代価する手当と契約と規定が必要と思います。

管理職に残業代を払わない場合は、一般には、昆山の平均基本給与(約3000)の3倍の給与が必要と思います。退職などの時に、要求される時があります。(他社で裁判になったことが有ります)

【某日系製造業】

当社は、管理職に残業手当を支給しています。

【某日系製造業】

弊社も管理職(課長職以上)には残業手当を支給しておりませんが、休日出勤には食事手当を支給しています。

【某日系製造業】

役職 経理 以上は手当を支給していません。

【某日系製造業】

弊社では管理職を含め、時間外手当を支給しております。

弊社の役職は、部長、課長、副課長、GL、副GL、班長、副班長とあり、部長職のローカルスタッフはまだおりません。

【某日系製造業】

弊社は、管理職への残業手当の支給「有」です。

【某日系製造業】

弊社では、管理職への残業支払はありません。具体的には課長以上が対象になり、課長手当が追加されます。残業手当が無くなりますが、欠勤や遅刻しても逆に給料に影響が出ませんし有給休暇が減ることもありません。極端な話、欠勤が多くても給料に影響は出ません。

(一応、自分で管理できる事が前提で管理者になれるということです)

他の企業でも、同様と思いますが・・・

【某日系製造業】

当社でも部長以上には、残業手当は支給していません。

(休日出勤は残業扱いにします)

【某日系製造業】

管理職への残業手当支給の件で、参考に弊社内運用をご報告します。過去の法例(?)からきている運用であり、現在のコンプライアンス上の確認ができておりませんので、弊社名秘匿でお願いします。

1)まず、日本人管理職は全員年俸制で残業は付けておりません。

中国人管理職は上級管理職と一般管理職の2段階に分けております。

2)上級管理職

大蘇州平均給料(蘇州市労働局発表)の3倍を超えるように固定給料額を設定し、残業手当は支給しない。固定給料制に変わる段階で本人と面談で合意。(弊社の場合、通常は給料が大幅に上がるため本人も歓迎。)

3)一般管理職

残業手当込みの給料が蘇州市平均給料の3倍未満が対象。残業手当支給。

■参加会員からの関連質問

出張手当について各社の状況を教えてください。

【参加会員からの返答】

この件に関しても各社の対応はマチマチで、日当を支給している企業、実費のみを支給する企業があります。又、ホテル代、食事代等の実費を請求するにも、出張場所、出張者の職位等で基準がある企業が多いようです。

5) 同好会ミュージックフレンズからのお知らせ「ミニライブのお知らせ」

昆山日本人会の同好会「ミュージックフレンズ」より下記のようなお知らせがありました。今日ものある方は、下記連絡メールアドレスにお問い合わせください。

日本が世界に誇るプロベーシスト今沢カゲロウ氏が、
昆山でミニライブを行います！

2015年3月20日(金) @ユニコーン

18:30～ 昆山ミュージックフレンズ(KMF)

19:15～ ゴーストノーツ

20:00～ 今沢カゲロウ

* KMF では、現在 15 名のメンバーで活動を行っております。
ポップからハードロックまでジャンルを問わず音楽を楽しんでいます。
メンバー募集中です！

問合せ: z33_white@yahoo.co.jp 石川

2015年3月27日に、プロギタリスト”谷本光”氏が、
再度昆山でミニライブを行います！

3月27日(金) ユニコーン

18:30～ 昆山ミュージックフレンズ(KMF)

19:15～ ゴーストノーツ

20:00～ 谷本光

* KMF では、現在 14 名のメンバーで活動を行っております。
ポップからハードロックまでジャンルを問わず音楽を楽しんでいます。
メンバー募集中です！

問合せ: z33_white@yahoo.co.jp 石川



6) 会員企業デロイトトーマツ様資料「税務当局による個人所得税管理の強化」

概要

現在、中国各地の税務局は個人所得税の徴収管理の強化に力を入れており、その一環として、個人および企業に対する調査もより頻繁に、より広く行われるようになってきている。この傾向は 2015 年も

続き、特に中国に勤務する外国籍個人と国外源泉所得のある中国籍個人が焦点になるものと予想されている。

ポイント

中国に勤務する外国籍個人について

近年、税務局は明らかに、中国に勤務する外国籍個人の個人所得税に係るコンプライアンスに着目している。以下は北京、広州、上海および江蘇省の当局の主な動きをまとめたものである。

上海と江蘇省の動向

上海と江蘇省の税務局は特定の外商投資企業の外国籍従業員のコンプライアンスに対する税務調査と自己検査を頻繁に行っている。また、これらの税務局は、ストックオプションプランの登記と申告、企業の年度清算と外国籍個人の抹消登記手続に関するルール等を厳格に実施するようになっている。

国外源泉所得のある中国籍個人について

現行の個人所得税法によれば、中国籍個人は原則として全世界所得が中国の個人所得税の課税対象となる。これまでこの全世界所得課税は厳しく実施されていなかったが、この現状が変わろうとしている。経済協力開発機構(OECD)による税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトは、クロスボーダーの取引と人の移動に係る税務管理に対する国際協力を強化することを意味しており、中国はこのプロジェクトを強く支持することを表明している。したがって、クロスボーダーの取引に従事している個人または国外源泉所得のある個人はより厳しい審査を受けるようになる可能性がある。多くの地域では、現地の税務局がすでに国外源泉所得のある中国籍個人に対する管理の改善を図り、あるいは図ろうとしている。この傾向は、予想されている個人所得税の総合課税制度導入に向けた改革の方向性とも一致している。

7) 昆山会役員追加について

光中会長のオファーにより、多富電子の梅田総経理に昆山日本人会役員になって長期的にその運営に関わってくれないか？依頼したところ、『やるならキッチリやりたい』と会社の日本人5名にも既に報告して了承を取り付けたとのメールが入りました。

梅田総経理の経歴、実績からして昆山会副会長に推挙することが妥当だと判断し、今定例会においてその賛否の決を取りました。結果は満場一致で承認する運びとなり、3月12日(木)から下記の役員体制で昆山会を運営させていただくことをご報告申し上げます。

■2015年3月11日からの役員編成

NO	昆山会役職	会社名	役職	氏名・敬称略
1	会長	中国蘇旺你有限公司	董事長	光中 徹
2	首席副会長	蘇州関西塗料有限公司	副總經理	石田 純也
3	次席副会長	北澤半導体閥門(昆山)有限公司	總經理	笠原 光夫
4	副会長	大電机器人電纜(昆山)有限公司	總經理	仁井見 積

5	副会長	牧田(中国)有限公司	副総経理	高橋 雅一
6	副会長	豊田工業(昆山)有限公司	副総経理	岡田 典裕
7	副会長	多富電子(昆山)有限公司	総経理	梅田 広治
8	副会長	昆山弘恵食品有限公司	副総経理	福島 幸治
9	幹事役	昆山恩斯克有限公司	財務部長	加藤 博誠
10	幹事役	豊田工業(昆山)有限公司	総経理付	加藤 基成
11	幹事役	昆山杰斯比聖和科包装材料有限公司	経理	牛之浜 良介
12	幹事役	昆山柏柯星包装制品有限公司	総経理	中村 克巳
13	幹事役	東芝照明(昆山)有限公司	部長	木村 紀長
14	幹事役	昆山阿基里斯人造皮有限公司	副総経理	伊丹 慎二
15	幹事役	昆山京阪科技工業園	副総経理	卞 建春
16	幹事役	三井住友銀行(中国)有限公司	総経理	吉田 周平
17	幹事役	瑞穂銀行(中国)有限公司 昆山支行	出張所所長	魯 爾剛
18	名誉顧問	新東工業商貿(昆山)有限公司	董事長	成瀬 賢次

※会長不在時は、会長代行を首席副会長が務める。会長及び首席副会長不在時は次席副会長が会長代行を務める。

8) 在中国日本国大使館「中国の入国査証(ビザ)に関する新規定について(注意喚起:改訂)」

中国においては、短期滞在者を対象とする新たな規定が以下のとおり施行されました。ご自身の活動の内容により、必要なビザを取得していない場合、不法就労とみなされる可能性がありますので注意が必要です。

1. 中国の新たな規定

(1) 昨年11月、人力資源社会保障部等は、「外国人が入境して短期業務任務を完成させる場合の関連手続秩序(試行)」(注:以下「新規定」)。

なお、中国語では「外国人入境完成短期工作任務的相關弁理秩序(試行)」を公表し、本年1月1日より施行されています。「新規定」の原文は以下の人力資源社会保障部のHPに掲載しています。

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/ldbk/jiuye/JYzonghe/201411/t20141121_144780.htm

(2) 「新規定」の施行により、訪中して業務を行う場合に

- (ア) 長期滞在でなくとも、「就労」にあたるとしてZビザが必要となるケースや、
- (イ) Mビザが必要となるケースが示されており注意が必要です。

(ア)には、中国内の協力先での技術指導や管理を行う場合や、映画や広告の撮影等が含ま

れており、この場合は、滞在先の人力資源社会保証部門で新たに導入された「短期工作証明」を所得した上で、中国の大使館や総領事館でZビザを取得する必要があります。

(イ)には、購買機器の設備維持、補修、設置や、中国内で入札したプロジェクトの指導、中国内の支社等に派遣されて短期業務を行う場合、また、運動競技に参加する場合や、ボランティアに参加、あるいは文化部門が認める非営業目的の公演等が含まれており、内容に応じてMビザかFビザの取得が必要とされています。なお、「短期工作証明」の取得方法について、ご参考までに北京市外国專家局(中国語)のHPを以下のとおり紹介いたします。

http://www.bjrbj.gov.cn/wzzx/work_570/work02/201412/t20141225_38029.html

2. 査証免除措置への影響

(1) 中国は従来より、「一般旅券を所持する日本、シンガポール、ブルネイの3カ国国民が、中国へ観光、商用、親族知人訪問或いは通過の目的で入国する場合、滞在日数が入国した日から15日以内であればビザが免除され、外国人向けに開放された空港、港から入国できる。」として、日本国民等に対して査証免除措置を実施しています。(具体的な説明は以下のサイトをご参照ください)

在日本中国大使館HP→ <http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lifu/hzqzyw/t938315.htm>

中国外交部(中国語)→ http://cs.mfa.gov.cn/wgrlh/lhqz/cjwdn_660600/t1175680.shtml

(2) 中国外交部に確認したところ、「新規定」施行後も、査証免除措置に変更はない旨の回答がありました。出張等で訪中される際は、中国における活動が「商用」に該当するのか、「新規定」が分類するいずれかの事項に該当しないのかにつきご注意ください、必要な場合には該当するビザを取得いただくようお願いします。

【注】1月に本件記事を掲載した際、「【ご参考】新規定の具体的なイメージとしては、例えば以下のようなケースを規定するものとなっています(なお、実際にビザが必要か否かは、当館としては判断できませんので、日本にある中国の大使館や総領事館等中国側に個別に確認していただく必要があります。)」として、5種類のイメージをお示しましたが、ビザの要否はあくまで中国側が判断する事項であり、当館が類型を示すのは不適切、また、実際にも誤解を招きかねないことから削除をいたしました。

今後、本件の関連で部分的でも中国側から公式に確認ができた事項についてはあらためて情報発信をしていきたいと考えています。

9) 事務局、福島からのご報告とお詫び。

昆山会会員から福島への忠告がありました。福島の紹介と表現し、ある会員企業が、名簿を使い営業をかけているようです。この企業と福島は全く関係ありません。その企業には電話とメールにて嚴重抗議いたしましたので、今後はそのようなことは無いと思いますが、もし私の紹介と言うような営業方法を取られる方がいる場合、福島までご連絡ください。

私、本人からのメールで企業の紹介をすることはありますが、会員にとって有益な情報と判断した場合のみご紹介しています。営利目的で企業独自が福島の紹介でと言うようなことは基本にお断りしております。

昆山会においては、会費も徴収しないこともあり、ある程度自由に行動してもらっていますが、この様な事があれば会並びに個人の信用問題にもなりますし、名簿の配布等も制限しなければなりません。又、入会への制限も必要になります。今後このような事が無いよう私、福島も注意いたします。議事録上で誠に失礼ですが、この件に関し、ご迷惑をお掛けした会員様がいらっしゃいましたらこの場をお借りし、お詫び申し上げます。

この問題を起こした会員企業は昨年に定例会において企業紹介していただいた会員である経緯があります。メールにて営業を行っていたようですが、営業員は「以前、福島の方から案内資料を送付していただいた企業」と表現したかったようですが、日本語能力が未熟な為「福島からの紹介で・・・」との誤表記になったと報告を受けています。

10) 新会員、新規駐在員及び帰国会員ご紹介

◆新規会員

▼瀧興国際貿易有限公司(タキコシコクサイボウエキ) 張 敏 氏
昆山市巴城鎮祖之路 3 号 0512-5765-9981
卸し業・各種アパレル製品の企画、デザイン、販売など

◇帰国会員

▽曾田香料(昆山)有限公司 徳光 進 副総経理

11) 在上海日本国総領事館発行「総領事館緊急メールマガジン」への登録の勧め

昆山日本人会において、領事館発行の「総領事館緊急メールマガジン」の取り扱いについて。2010年6月までは、この「総領事館緊急メールマガジン」が発行された場合、昆山日本人会会員へ転送していましたが、7月以降は月例会議事録には掲載いたしますが、都度の転送はいたしません。非常に重要な情報もありますので、駐在員の方は「総領事館緊急メールマガジン」への登録をお勧めします。

◆総領事館緊急メールマガジン

配信御希望の方は下記 URL にアクセスし、登録をお願いします。

12)各同好会・会員交流のお知らせ

■同好会の最近の活動状況

▽ゴルフ

2015年度昆山日本人会ゴルフコンペは 3月、7月、11月の年三回を予定しております。

3月15日(日) 参加者13組52名の参加。

◆連絡先 中国蘇旺你有限公司 光中 徹 t.mitsunaka@swany.co.jp

▽ソフトボール

4月より江蘇省リーグが開幕。蘇州3チーム、無錫、昆山、各1チームの合計5チームでリーグ戦を行っています。

江蘇省リーグ以外も、月に1~2回程度練習等を昆山で行っております。会社内で興味がある方がおられましたら紹介をよろしくお願いいたします。

・練習場所:未定

・練習日時:日曜日(不定期開催、月3回程度)午前9時~午後12時

・参加費:飛び入り参加の場合は1回40元。会員登録の場合は年1000元の会費を徴収いたします。

◆連絡先 :日吉 達朗 杭州哈利瑪電材技術有限公司 昆山営業所
186-6235-7217 hiyoshi-t@harima.co.jpまで 事前確認下さい。

▽テニス

毎週練習していますので興味ある方はぜひ覗いてみてください。

場所:陽光世紀花園内テニスコート(長江北路 大型スーパー易初愛蓮(ロータス)の対面南側)

・水曜日 ナイター(18:00~21:00)

・土曜日 13:00~17:00

・日曜日 13:00~17:00

・参加費:参加毎に40元を徴収いたします。

◆連絡先 長谷川 潔(達晶電子(昆山)有限公司) 138-0626-3560
haseskz@fa3.so-net.ne.jpまで事前確認してください。

▽サイクリングクラブ

昆山日本人会自転車クラブでは仲間を募集しています。のんびりと童心にかえて自転車散歩してみませんか? きっと新しい発見があるはず。自転車もママチャリで大丈夫。入会金・会費等は無料です。毎月1回 60km程度のツーリングを予定しています。興味がある方はメールを下さい。のんびりとお待ちしております。ご興味のある方は下記連絡先にお問い合わせください。

◆連絡先 関西塗料有限公司
副総経理 石田 純也 ishida@szkalskansai.com

▽昆山会 OB 会、OG 会

昆山に駐在経験があり、現在は日本に戻られた OB、OG のメンバー(関東方面)が日本で懇親会を開催しています。ご興味のある方はご連絡ください。

■大澤氏よりの連絡

関東地区昆山OB会も山田幹事様の努力で会を重ねております。今月の定例会は両国の花見も兼ねまして、28日の土曜日に両国「鳥正」で五時から行われます。

市川様、生田様皆様顔なじみの方々のご参集が予定されております。問い合わせは、小生、又はトーマスの山田様へお願いいたします。

◆連絡先 関東支部まとめ役 山田氏 yoshikazu.yamada@tohatsu.co.jp

▽フットサル同好会

基本的に毎週土曜日か日曜日に練習、試合等を実施。参加申し込み、お問い合わせ下記連絡先へお願いします。

◆連絡先 田澤 睦 氏 makoto-tazawa@toyorikagaku.com

▽女性の集い

昆山在住の日本人女性も少なくなり、約 20 名程度です。月一回(毎月第二水曜日)日本人どうしで集まり情報交換をしております。また、中国、台湾の女性も参加する集まりも不定期で開催しております。

◆連絡先 徐 奈緒子 torazou21@hotmail.com 福島 麻子 asako112811@yahoo.co.jp

▽釣り同好会

月に一度、月例会を行っています。活動場所: 昆山、蘇州、上海近辺。活動時期: 3 月～11 月。詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。

◆連絡先 山中 達雄 yama@sanwa-nmz.co.jp 赤崎 恒太郎 k_hashiretoto@yahoo.co.jp

▽昆山ミュージックフレンズ

この度、新しいサークルを昆山に設立致しました。「昆山ミュージックフレンズ」です。フォークソングからハードロックまで、アマチュアバンドを組んで音楽を楽しみませんか? 未経験者、聴くだけの参加も大歓迎です。勿論、国籍、年齢、性別は問いません。

上海、蘇州で開催されている日系バンドのライブ情報なども発信しています。

◆連絡先 真鍋 tmanabeg@gmail.com

▽昆山日本人会ブログ・BBS

中国の閲覧規制のかかってしまった、当会サイトでしたが、新しく立ち上げました。会員同士の情報収集、意見交換等にお役立てください。

■昆山会のブログ等のサイト

Blog <http://kja.seesaa.net/>

13) 次回定例会のお知らせ

※今年から開催日時が変わっています。ご注意ください。

※4月度の定例会司会進行役は仁井見副会長です。5月度は高橋副会長です。

次回定例会(4月度)

日時: 2015年 4月 8日(水) **第二水曜日 18:00~**

場所: 麗景花園 日本料理「陣屋」会議室

昆山市前進中路 48 号麗景花園

TEL0512-5731-7149

■2015 年司会進行役一覧表

1 月司会進行役	石田副会長	7 月司会進行役	加藤(博)幹事役
2 月司会進行役	笠原副会長	8 月司会進行役	加藤(基)幹事役
3 月司会進行役	岡田副会長	9 月司会進行役	牛ノ浜幹事役
4 月司会進行役	仁井見副会長	10 月司会進行役	中村幹事役
5 月司会進行役	高橋副会長	11 月司会進行役	伊丹幹事役
6 月司会進行役	梅田副会長	12 月司会進行役	木村幹事役

編集 : 昆山日本人会事務局 福島 幸治

MB 139-1574-9233

E-mail fwgh4006@gmail.com

本資料に掲載されている写真、記事等を複製、販売、出版、配布及び変更を加えて表示することを禁じます。コンテンツの複製等をご希望の方は昆山日本人事務局までご連絡ください。
